

無料耐震診断の判定値によって**4つの補助制度**を設けています。

種 類	条 件
①耐震改修費補助 (上限100万円)	判定値1.0未満と診断された住宅を判定値1.0以上とし、かつ、1.0未満と診断された階別方向別上部構造評点の最も低い数値に0.3を加算した数値以上とする耐震改修
②簡易耐震改修費補助 (上限30万円)	判定値0.7未満と診断された住宅を、判定値0.7以上1.0未満にする耐震改修
③解体費補助 (上限20万円)	判定値が0.7未満と診断された延べ床面積30㎡以上の住宅1棟全てを解体し、建設工事に係る資材の再資源化に関する法律に基づき、適正な分別解体、再資源化等を実施するもの
④耐震シェルター設置費補助 (上限25万円)	判定値が0.7未満と診断された住宅

注意) 全ての補助について、契約及び着手前に申請が必要です！

※平成31年度補助金交付申請締切りは、上記①②③：12月16日、④：1月31日（予定件数に達し次第終了）です。

※申請前に契約、工事着手をすると、補助金を交付することはできませんのでご注意ください。

※同一敷地内において、上記補助制度の利用は、いずれか1度のみです。（例：改修補助と耐震シェルター設置補助を併用することは出来ません。）

《判定値とは》

各階、各方向について、保有する耐力が必要耐力の何倍あるかのことで、各値の最も小さい数値が建物の判定値となります。

判定値	1.5 以上	倒壊しない
	1.0 以上 1.5 未満	一応倒壊しない
	0.7 以上 1.0 未満	倒壊する可能性がある
	0.7 未満	倒壊する可能性が高い

※震度6強から震度7クラスの大規模な地震に対して倒壊の可能性を判定します。

【相談・申込み窓口】 ☎491-8501 一宮市本町2丁目5-6 本庁舎7階

一宮市まちづくり部 住宅政策課



電話 (0586) 85 - 7010 (直通)

『空き家の適正な管理は、所有者や管理者の責務です！』

空き家を含む全ての建築物は、所有者や管理者が自らの責任において管理すべきものです。しかしながら、近年、管理が不十分な空き家が増えています。

平成27年5月に施行された「空家等対策の推進に関する特別措置法」では、老朽化等で隣接地などに危険が及ぶ場合や、景観や衛生、生活環境を損なっているなどの問題のある空き家（特定空家等）の所有者に対して、地域の生活環境の保全を図るために、市町村が立入調査及び指導、勧告、命令、行政代執行の措置ができるように定められました。

勧告を受けると税金軽減措置の対象外となり、固定資産税等の優遇が受けられなくなりますので、空き家をお持ちの方は適正な管理に努めてください。